

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(1/3)

令和4年10月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1211	訪問型サービスⅠ(制限)	イ 訪問型サービス費 (独自/定率)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	70%	1.176	1月につき
A3	1213	訪問型サービスⅠ・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	1.058	
A3	1215	訪問型サービスⅠ日割(制限)		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	70%	39	1日につき
A3	1217	訪問型サービスⅠ・日割・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	35	
A3	1221	訪問型サービスⅡ(制限)	ロ 訪問型サービス費 (独自/定率)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	70%	2.349	1月につき
A3	1223	訪問型サービスⅡ・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	2.114	
A3	1225	訪問型サービスⅡ日割(制限)		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	70%	77	1日につき
A3	1227	訪問型サービスⅡ・日割・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	70	
A3	1231	訪問型サービスⅢ(制限)	ハ 訪問型サービス費 (独自/定率)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	70%	3.727	1月につき
A3	1233	訪問型サービスⅢ・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	3.354	
A3	1235	訪問型サービスⅢ日割(制限)		要支援2(週2回を超える程度)	70%	123	1日につき
A3	1237	訪問型サービスⅢ・日割・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	110	
A3	1311	訪問型サービス初回加算(制限)	ニ 初回加算	200単位加算	70%	200	1月につき
A3	1321	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ(制限)	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	70%	100	
A3	1322	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ(制限)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	70%	200	

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず70%となります。

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(2/3)

令和4年10月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1331	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	週1回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1,176単位の137/1000 加算	70%	161	1月につき
A3	1332	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1,176単位の100/1000 加算	70%	118	
A3	1333	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1,176単位の55/1000 加算	70%	65	
A3	1336	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)	週2回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2,349単位の137/1000 加算	70%	322	
A3	1337	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2,349単位の100/1000 加算	70%	235	
A3	1338	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2,349単位の55/1000 加算	70%	129	
A3	1341	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3(制限)	週2回を超える程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 3,727単位の137/1000 加算	70%	511	
A3	1342	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 3,727単位の100/1000 加算	70%	373	
A3	1343	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 3,727単位の55/1000 加算	70%	205	
A3	1391	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ1(制限)	週1回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1,176単位の63/1000 加算	70%	74	
A3	1392	訪問型サービス特定処遇加算Ⅱ1(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1,176単位の42/1000 加算	70%	49	
A3	1393	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ2(制限)	週2回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 2,349単位の63/1000 加算	70%	148	
A3	1394	訪問型サービス特定処遇加算Ⅱ2(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 2,349単位の42/1000 加算	70%	99	
A3	1395	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ3(制限)	週2回を超える程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 3,727単位の63/1000 加算	70%	235	
A3	1396	訪問型サービス特定処遇加算Ⅱ3(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 3,727単位の42/1000 加算	70%	157	
A3	1501	訪問型サービスベースアップ等支援加算1(制限)	週1回程度	1,176単位の24/1000 加算	70%	28	
A3	1502	訪問型サービスベースアップ等支援加算2(制限)	週2回程度	2,349単位の24/1000 加算	70%	56	
A3	1503	訪問型サービスベースアップ等支援加算3(制限)	週2回を超える程度	3,727単位の24/1000 加算	70%	89	

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、A2のコードと異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず70%となります。

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(3/3)

令和4年10月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1361	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限)	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又は はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,176単位の137/1000 加算	70%	161	1月につき
A3	1362	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,176単位の100/1000 加算	70%	118	
A3	1363	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,176単位の55/1000 加算	70%	65	
A3	1371	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限)	②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又は はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,349単位の137/1000 加算	70%	322	
A3	1372	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,349単位の100/1000 加算	70%	235	
A3	1373	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2,349単位の55/1000 加算	70%	129	
A3	1381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限)	③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又は はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3,727単位の137/1000 加算	70%	511	
A3	1382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3,727単位の100/1000 加算	70%	373	
A3	1383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3,727単位の55/1000 加算	70%	205	
A3	1397	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ1・同一(制限)	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,176単位の63/1000 加算	70%	74	2024年10月新設
A3	1398	訪問型サービス特定処遇加算Ⅱ1・同一(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,176単位の42/1000 加算	70%	49	
A3	1399	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ2・同一(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,349単位の63/1000 加算	70%	
A3	1400	訪問型サービス特定処遇加算Ⅱ2・同一(制限)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2,349単位の42/1000 加算	70%	99	
A3	1401	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ3・同一(制限)	③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,727単位の63/1000 加算	70%	235	
A3	1402	訪問型サービス特定処遇加算Ⅱ3・同一(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,727単位の42/1000 加算	70%	157	
A3	1504	訪問型サービスベースアップ等支援加算1・同一(制限)	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等ベースアップ等支援加算(Ⅰ)	1,176単位の24/1000 加算	70%	28	2024年10月新設
A3	1505	訪問型サービスベースアップ等支援加算2・同一(制限)		(2)介護職員等ベースアップ等支援加算(Ⅱ)	2,349単位の24/1000 加算	70%	56	
A3	1506	訪問型サービスベースアップ等支援加算3・同一(制限)		(3)介護職員等ベースアップ等支援加算(Ⅲ)	3,727単位の24/1000 加算	70%	89	

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、A2のコードと異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず70%となります。

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(1/3)

令和4年10月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1403	訪問型サービスⅠ(三割・制限)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	60%	1,176	1月につき
A3	1404	訪問型サービスⅠ・同一(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	1,058	
A3	1405	訪問型サービスⅠ日割(三割・制限)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	60%	39	1日につき
A3	1406	訪問型サービスⅠ・日割・同一(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	35	
A3	1407	訪問型サービスⅡ(三割・制限)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	60%	2,349	1月につき
A3	1408	訪問型サービスⅡ・同一(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	2,114	
A3	1409	訪問型サービスⅡ日割(三割・制限)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	60%	77	1日につき
A3	1410	訪問型サービスⅡ・日割・同一(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	70	
A3	1411	訪問型サービスⅢ(三割・制限)	要支援2(週2回を超える程度)	60%	3,727	1月につき
A3	1412	訪問型サービスⅢ・同一(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	3,354	
A3	1413	訪問型サービスⅢ日割(三割・制限)	要支援2(週2回を超える程度)	60%	123	1日につき
A3	1414	訪問型サービスⅢ・日割・同一(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	110	
A3	1415	訪問型サービス初回加算(三割・制限)	ニ 初回加算		200単位加算	1月につき
A3	1416	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ(三割・制限)	ホ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	
A3	1516	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ(三割・制限)	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず60%となります。

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(2/3)

令和4年10月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1417	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1(三割・制限)	週1回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1,176単位の137/1000 加算	60%	161	1月につき
A3	1418	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1(三割・制限)	週2回程度	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1,176単位の100/1000 加算	60%	118	
A3	1419	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1(三割・制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1,176単位の55/1000 加算	60%	65	
A3	1424	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2(三割・制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2,349単位の137/1000 加算	60%	322	
A3	1425	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2(三割・制限)	週2回を超える程度	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2,349単位の100/1000 加算	60%	235	
A3	1426	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2(三割・制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2,349単位の55/1000 加算	60%	129	
A3	1431	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3(三割・制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 3,727単位の137/1000 加算	60%	511	
A3	1432	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3(三割・制限)	週2回を超える程度	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 3,727単位の100/1000 加算	60%	373	
A3	1433	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3(三割・制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 3,727単位の55/1000 加算	60%	205	
A3	1422	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ1(三割・制限)		週1回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1,176単位の63/1000 加算	60%	
A3	1423	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ2(三割・制限)	週2回程度	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1,176単位の42/1000 加算	60%	49	
A3	1429	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ2(三割・制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 2,349単位の63/1000 加算	60%	148	
A3	1430	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ2(三割・制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 2,349単位の42/1000 加算	60%	99	
A3	1436	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ3(三割・制限)	週2回を超える程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 3,727単位の63/1000 加算	60%	235	
A3	1437	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ3(三割・制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 3,727単位の42/1000 加算	60%	157	
A3	1507	訪問型サービスベースアップ等支援加算1(三割・制限)	週1回程度	1,176単位の24/1000 加算	60%	28	
A3	1508	訪問型サービスベースアップ等支援加算2(三割・制限)	週2回程度	2,349単位の24/1000 加算	60%	56	
A3	1509	訪問型サービスベースアップ等支援加算3(三割・制限)	週2回を超える程度	3,727単位の24/1000 加算	60%	89	

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、A2のコードと異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず60%となります。

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(3/3)

令和4年10月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1438	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一(三割・制限)	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又は はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又は はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又は はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,176単位の137/1000 加算	60%	161	1月につき
A3	1439	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一(三割・制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,176単位の100/1000 加算	60%	118	
A3	1440	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一(三割・制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,176単位の55/1000 加算	60%	65	
A3	1445	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一(三割・制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,349単位の137/1000 加算	60%	322	
A3	1446	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一(三割・制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,349単位の100/1000 加算	60%	235	
A3	1447	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一(三割・制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2,349単位の55/1000 加算	60%	129	
A3	1452	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一(三割・制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3,727単位の137/1000 加算	60%	511	
A3	1453	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一(三割・制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3,727単位の100/1000 加算	60%	373	
A3	1454	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一(三割・制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3,727単位の55/1000 加算	60%	205	
A3	1443	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ1・同一(三割・制限)	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又は はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 ②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又は はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 ③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又は はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,176単位の63/1000 加算	60%	74	
A3	1444	訪問型サービス特定処遇加算Ⅱ1・同一(三割・制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,176単位の42/1000 加算	60%	49	
A3	1450	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ2・同一(三割・制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,349単位の63/1000 加算	60%	148	
A3	1451	訪問型サービス特定処遇加算Ⅱ2・同一(三割・制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,349単位の42/1000 加算	60%	99	
A3	1457	訪問型サービス特定処遇加算Ⅰ3・同一(三割・制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,727単位の63/1000 加算	60%	235	
A3	1458	訪問型サービス特定処遇加算Ⅱ3・同一(三割・制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,727単位の42/1000 加算	60%	157	
A3	1510	訪問型サービスベースアップ等支援加算1・同一(三割・制限)	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		1,176単位の24/1000 加算	60%	28	
A3	1511	訪問型サービスベースアップ等支援加算2・同一(三割・制限)			2,349単位の24/1000 加算	60%	56	
A3	1512	訪問型サービスベースアップ等支援加算3・同一(三割・制限)			3,727単位の24/1000 加算	60%	89	

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、A2のコードと異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず60%となります。